

フリーランスの数をどう把握するか

—シェアリングエコノミーの統計的把握

跡見学園女子大学マネジメント学部教授 山澤 成康

はじめに

シェアリングエコノミーの特徴は、個人がサービスの提供者になるということだ。一人一人の所得は少なくても、多数が収入を得れば無視できない大きさになるため統計上の把握が必要になる。

2020年秋からシェアリングエコノミーの一部をGDPに反映する予定である(内閣府 2019)。観光庁の訪日外国人消費動向調査などで宿泊者数を捉えて、法定民泊の生産活動を捉えるものである。シェアリングエコノミーに関連する生産活動が捉えられるようになったのは大きな進歩だが、サービス提供者側から数値を把握しているわけではない。シェアリングエコノミーに関連するサービス提供者がどれくらい存在するかはわからないままだ。本稿では、サービス提供側からシェアリングエコノミーの活動を捉える仕組みを考察する。

シェアリングエコノミーのサービス提供者の多くはフリーランスである。フリーランスの人数については、数種調査があるが、その数値にはばらつきがある。しかし、フリーランスの定義や対象業種を揃えることで、専業のフリーランスの相違は小さくなり、2017年時点で250万人程度となる(図表17)。一方、副業のフリーランスについては幅があり、低く見積もれば50万人、多い調査では500万人である。副業に関しては今後より正確な調査が必要となる。

本稿の構成は以下の通り。

第1章ではシェアリングエコノミーのサービス提供者数の把握に関連する先行研究を挙げた。

第2章では、シェアリングエコノミーとフリーランスに関わる事柄を整理した。

第3章では、フリーランスは公的統計でどのように把握できるかを検討した。

第4章では、民間統計などをもとに、フリーランスがどの程度存在するかを複数の統計を検討することによって分析した。

おわりにでは、今後の課題などを記した。

1. 先行研究

OECD (2019) はプラットフォーム企業が仲介した労働者の計測について研究している。サービス提供者をプラットフォーム・ワーカーとしてその人数を把握することの重要性を述べるとともに、その労働者数の把握の困難さを説明している。その理由として次の3点を挙げている。1つは、統計調査の際、調査対象者が自分をプラットフォーム・ワーカーと認識していない可能性があるということ、2つ目は、世界各国の間で定義がまちまちなこと、3つ目は、サンプルサイズが労働者全体の0.5%から2%で、それ以上の細分化、たとえば職業やジェンダーなどに細分化することが難しいこと、である。

高橋 (2018) は、自営業者数の推計を行っている。自営業者を①個人事業関係者、仲介企業、顧客の三者関係の場合と②自営業者が直接顧客を獲得する二者関係に分け、アンケート調査によってそれぞれの人数を推計している。両社を合計すると自営業者数は約1000万人となると推計している。この結果は総務省の「労働力調査」よりもかなり多い。

自らを自営業者と認識していない自営業者に関する論文として、桑本 (2020) がある。雇われない働き方をしているが、自身の働き方を「自営」と認識していない人たちを「準起業家」と定義した。「準起業家」は日本の人口の2.6%と推計した。シェアリングエコノミーのサービス提供者は、こうした雇用者とも自営業とも認識していない層が多いと考えられる。

これらの先行研究に共通しているのは、シェアリングエコノミーの新しい担い手が既存の統計ではうまく捉えられてない、という問題意識である。OECD (2019) では、自らをプラットフォーム・ワーカーと認識しない者、高橋 (2018) や桑本 (2020) では、自らを自営業者と認識しない者がこれにあたる。本研究でも、新たな働き方をする層が公的統計で捉えられてないことを前提にして、公的統計の改善点を考察する。

フリーランスの数を捉えるには税務統計も重要である。税務統計は毎年度の税制改正や出納整理期間など、一般的な経済統計以上の知識が必要となる。税務統計を応用

した論文としては、藤原・小川（2016）があり、分配側GDPの推計に税務データを使っている。

税務統計とシェアリングエコノミーとの関連を示した先行研究には森信（2019）がある。シェアリングエコノミー、ギグエコノミーで働く者の所得が「給与所得」か「事業所得」かで税制が大きく異なることを明らかにしており、両者の公平性が重要だと述べている。ただ、税務統計が実際にどのような動きを示しているのかは検証されていない。本研究ではこの論文を基に実際の統計データを示す。

2. シェアリングエコノミーとフリーランスの概念整理

2.1 シェアリングエコノミーとフリーランス

本章では、シェアリングエコノミーとフリーランスに関する概念の整理をする。まず、シェアリングエコノミーについて解説し、シェアリングエコノミーの枠組みの中で働くギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカーについて解説する。

次にフリーランスについて検討する。シェアリングエコノミーのサービス提供者はフリーランスに含まれるがぴったり一致するわけではない。フリーランスの定義を述べた後、既存研究における推計人数を紹介する。

最後にフリーランスの働き方と密接に関連する「雇用関係によらない働き方」や「雇用類似の働き方」について、政府の研究会の議論を基に整理する。

2.2 シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーは資産や労働を共有（シェア）することで、個人や企業がサービスを提供するものだ。詳細な定義や日本での議論については内閣府（2018）など参照。

労働者に焦点をあてる場合は「ギグエコノミー」という言葉も使われる。ギグとは、ミュージシャンが単発で演奏することを指し、労働者が1回限りの契約で仕事をすることを指す。そのサービス内容は、IT系の場合であれば、Uber Eatsで料理を運ぶ場合もある。そこで働く人をギグ・ワーカーと呼ぶ。

OECD（2019）では、プラットフォーム・ワーカーという言葉を使っている。プラットフォーム・ワーカーとは、プラットフォーム企業の提供するサービスを利用する労働者を指す。プラットフォーム企業は、個人のサービス提供者と個人のサービス利用者を結びつける仲介役で、インターネットを利用することで個人と個人の結び付きを容易にした。シェアリングエコノミーの枠組みでは、個人のサービス提供者のうち、労働力をシェアしている場合がプラットフォーム・ワーカーの概念に近い。

フリーランスの中には、シェアリングエコノミーと関連のないアナウンサーやプロデューサー、ライターなど職種もあるが、今後シェアリングエコノミーが拡大していけば、大半のフリーランスがシェアリングエコノミーに関連すると考えられる（図表1）。

2.3 フリーランス

2.3.1 フリーランスの定義

フリーランスを総務省「労働力調査」の分類に従って位置付けてみた。フリーランスは自営業のうち雇人を持たない者に含まれる。以下では、雇人がない自営業でも、弁護士などはフリーランスと呼ばないので、それ以外がフリーランスとなる。法人格を持っている場合は個人企業、持っていない場合は個人事業主と個人に分類できる（図表2）。個人事業主は、開業届を出し、事業所得に対する所得税を納める。

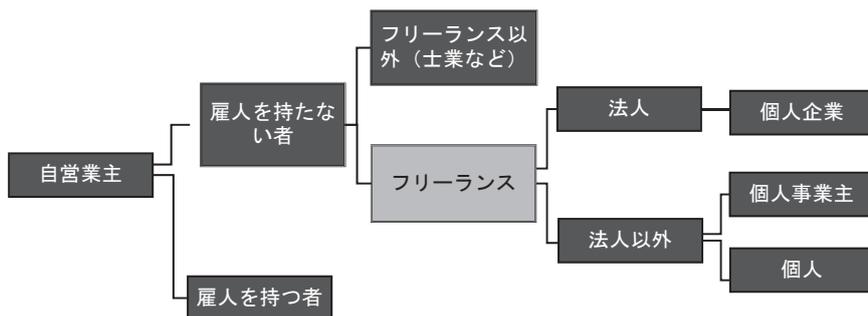
個人としてのフリーランスの例は、副業としてフリーランスの仕事をする場合である。サラリーマンなどが副

図表1 フリーランスとシェアリングエコノミーサービス提供者の関係

		分類	具体例	雇人のいない自営業
フリーランス	シェアリングエコノミー	スペース	民泊など	個人
		移動	ライドシェア	ギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカー
		モノ	中古品販売	個人
		スキル・時間	クラウドソーシング	ギグ・ワーカー、プラットフォーム・ワーカー
		カネ	クラウドファンディング	個人
	シェアリングエコノミー外		プロデューサー、アナウンサー、ライター	
フリーランス以外	フリーランスに入らない者		農林水産業者、士業（医者、弁護士等）や卸売・小売業で働く者、飲食店の営業者	

（注）網掛け部分がフリーランスに相当する。代表的なものとして「個人」、「ギグ・ワーカー」、「プラットフォーム・ワーカー」と記載したが、個人企業、雇用者の副業などの場合もある。

図表2 自営業主の種類



(出所) 総務省「労働力調査」をもとに筆者作成

業で収入を得る場合で、この場合は個人事業主としてではなく、個人として収入を得る。副業として得た収入は、税制上給与所得ではなく雑所得となる。

数が440万人との推計だ。調査について詳しくみていく。

2.3.2 既存研究における推計

フリーランスの人数は公的統計では正確に捉えられていない部分があり、さまざまな推計がある。先行研究で紹介した高橋(2018)は、2017年の自営業主(フリーランス以外にも含む)の数を1139万人と推計している(図表3)。総務省の「労働力調査」で捉えられない自営業主が467万人いるとしている。ランサーズ(2019)は2019年のフリーランスの数を1087万人と推計する。中小企業庁(2019)の推計では2018年のフリーランスの

(1) ランサーズの推計

ランサーズ(2019)はフリーランスを4種類に分けて推計している(図表4)。まず、副業としてフリーランスの仕事をしている場合である。これを「副業系すきまワーカー」と呼んでいる。2つ目は、「複業系パラレルワーカー」である。2つ以上の企業と契約して仕事を行っている場合である。3つ目は、「自由業系フリーワーカー」である。自営業主の場合と純粋に個人として仕事をしている場合に分けられる。4つ目は、「自営業系独立オーナー」で、法人経営者だが、雇用者がいない場合

図表3 統計調査の概要

	調査対象	調査法	フリーランスの数
高橋(2018)	1万5000人	インターネット調査	1139万人(自営業主数)(2017)
ランサーズ(2019)	3000人	インターネット調査	1087万人(2019)
中小企業庁(2018)(リクルートワークス研究所)	5万677人	インターネット調査	440万人(2018)
労働力調査	4万世帯	調査員調査	-
就業構造基本調査	49万住戸	調査員調査	-

図表4 ランサーズによるフリーランスの類型

	雇用関係の有無	雇用社数	雇用形態	副業有無	従業員数	プロ意識	2019年の人数(合計1087万人)
1. 副業系すきまワーカー	有	1社のみ		副業あり			436万人(40%)
2. 複業系パラレルワーカー	有	2社以上	常時雇用				280万人(26%)
	無し	2社以上	一時雇用			あり	
3. 自由業系フリーワーカー	無し					あり	60万人(5%)
	個人事業主					あり	
4. 自営業系独立オーナー	法人経営者				従業員一人		311万人(29%)

(出所) ランサーズ(2019)

である。

この定義によって集計した2019年のフリーランスの数は1087万人と推計している。調査は2019年2月に行われ、全国20-69歳を対象としたオンライン調査で、有効回答数は3000人（うちフリーランスは1548人）である。

ランサーズの分類のうち、公的統計として比較的正確に捉えられているのは、「自営業系独立オーナー」の人数だ。一方で、副業や兼業者の人数については正確に把握できていない可能性がある。

(2) 中小企業庁の推計

中小企業庁は、「小規模企業白書」2019年度版で、フリーランスの数を推計している。推計方法はリクルートワークス研究所(2018)の手法を参考している。

フリーランスの定義は、①雇用者のない自営業主もしくは内職②実店舗を持たない③農林漁業従事者ではない、という条件を満たす者としている。

この定義を当てはめると、2018年で本業がフリーランスの者は約300万人（就業者全体の4.7%）、副業がフリーランスの者は約140万人（同2.2%）で合計440万人と推計された（図表5）。

推計の元になった調査は、リクルートワークス研究所の2018年度「全国就業実態パネル調査」である。2016年度から調査を開始し、2018年度で3回目となる。調査会社のモニターに対してインターネットで調査する。調査時期は2018年1月12日～1月31日で有効サンプルは50677人である。

2.4 フリーランス類似の働き方について

フリーランスの似た概念として「雇用関係によらない働き方」や「雇用類似の働き方」が提案されているので、それらについて整理する。

2.4.1 雇用関係によらない働き方

経済産業省は「雇用関係によらない働き方」に関する研究会を2016年度内に4回開催し、2017年3月に報告書を公表した。

この研究会の背景には、雇用関係に縛られない働き方が今後増えていくという想定がある。雇用関係によらない働き方の例として、クラウドソーシング（インターネット上で行うアウトソーシング）を挙げている。雇用契約ではなく請負契約として働く場合である。プラットフォームを介して、インターネット上で企業と働き手のマッチングが容易になったことが普及に拍車をかけたとしている。

同報告書は、「雇用関係によらない働き方」を、図表6に示すとおり3種類に分けて整理している。個人事業主などのうち主業としてフリーランスを行っている場合がタイプAである。業種として、士業（医師、弁護士等）、飲食店、卸売・小売店、農業者は除いている。タイプBは雇用者で副業として事業を行っているもの、タイプCは2つの企業に雇われているものである。

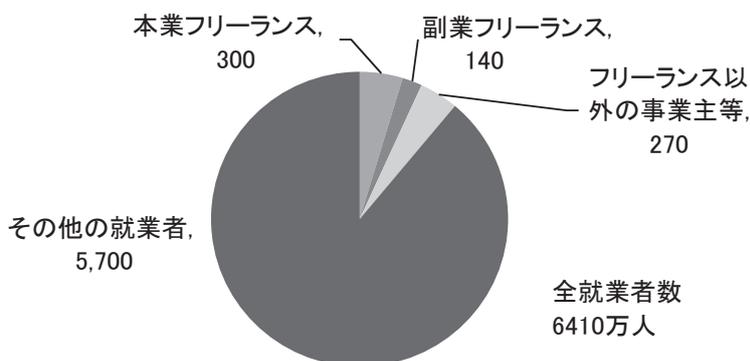
タイプCは雇用者なので、フリーランスには当たらないが、タイプAとタイプBはフリーランスに当たる。

2.4.2 雇用類似の働き方

「雇用類似の働き方」は、企業に雇用されていないため自営業に分類されるが、取引先との不本意な契約を受

図表5 フリーランスの数

単位：万人



(出所) 中小企業庁『小規模企業白書』2019年度版

図表6 雇用関係によらない働き方の類型

	例示	雇用関係	仕事	
A	個人事業主、専業主婦の内職	雇用関係なし	士業／自営業（飲食店・卸売小売店・農業者）のみの就業者は除く	雇用関係なし（X社とY社でプロジェクトベースで仕事をしている）
B	企業に働きながら副業でフリーランスとして収入を得る	雇用関係あり	副次的な仕事あり（雇用関係あり／業務委託契約）	雇用関係あり×雇用関係なし（X社で雇用されながら、Y社とプロジェクトベースで仕事をしている）
C	2つの企業に雇用関係のあるダブルワーク			雇用関係あり×雇用関係あり（X社とY社で雇われている）

（出所）経済産業省（2017）に基づき作表。

け入れざるを得ないなど、交渉力が弱い自営業の総称だ。自営業は自由な取引活動をするのが原則だが、交渉力の弱い自営業に対しては、労働者に準じた扱いをすべきではないか、というのが問題意識である。シェアリングエコノミーのサービス提供者はこの範疇に入る。

安倍首相が議長を務める「働き方改革実現会議」が2017年3月に発表した「働き方改革実行計画」では、「雇用類似の働き方の実態を把握し、有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討」するとしている。

それを受けて厚生労働省は「雇用類似の働き方に関する検討会」の研究会を4回開催し、2018年3月に報告書をまとめた。しかし、「まずは雇用類似の働き方に関する実態等を把握・分析し、課題整理を行う必要がある。」としており、明確な結論は出していない。

その後、同じく厚生労働省に、2018年10月から「雇用類似の働き方に係る論点整理に関する検討会」が発足し、現在も議論が続いている。

3. 公的統計での把握

フリーランスの人数について、公的統計がどのように把握しているのかを見ていこう。自営業者について把握している統計は総務省「労働力調査」と同「就業構造基本調査」である。「労働力調査」は毎月調査する動態統計（時系列的な変化を見る統計）で、「就業構造基本調査」は構造統計（一時点での詳細な統計）である。統計の性格が違うため、「労働力調査」では、月末一週間の状態を調べるアクチュアル方式を採っているが、「就業構造基本調査」はもう少し長い目で見た「普段の状態」を尋ねるユージュアル方式を採っている。

3.1 総務省「労働力調査」

総務省「労働力調査」では雇用形態の違う就業者を幅広く把握している。まず、図表7で、就業者の全体像を説明する。就業者は雇用者と自営業者に分かれる。雇用者は、正規社員と非正規社員、役員に分類される。役員は企業の経営権を握っている者を指す。

自営業主は、雇人ありと雇用なしとに大別する。雇人なしの場合は、一人で事業をやっている場合で、業種を限定すればフリーランスと同じ概念だ。

「労働力調査」では自営業者の数は把握しているが、副業の有無については把握していない。雇用者が副業をしていても、その数はわからない。また、フリーランスを捉えるには、さらに副業の従業上の地位（雇用者か自営業かなど）も把握する必要がある。

3.2 総務省「就業構造基本調査」

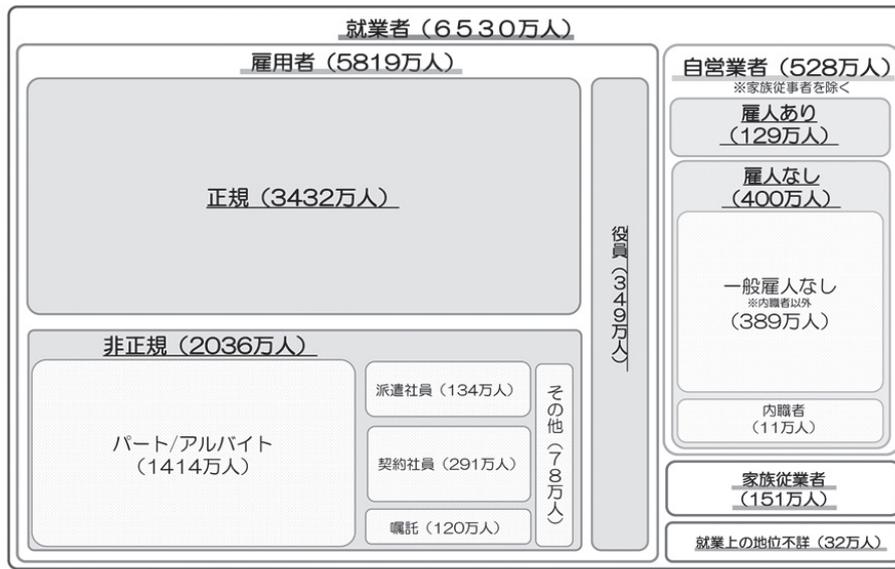
総務省「就業構造基本調査」は5年に1回の調査で、直近は2017年で、就業者は、2017年時点で6621万人である。このうち自営業者は562万人で就農者数の8.5%を占める。約40万住戸を調査している。

3.2.1 自営業主について

「就業構造基本調査」で定義する自営業主は、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、自分で事業を営んでいる者である。自営業主を、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「内職者」の3つに区分した。以下が詳しい定義である。

- ・「雇人のある業主」は、自営業主のうち、ふだん有給の従業員を雇い、事業を営んでいる者
- ・「雇人のない業主」は、自営業主のうち、ふだん従業員を雇わず、自分ひとりで又は家族と事業を営んでいる者

図表7 就業者について



＜出典＞総務省「労働力調査」(基本集計/2017年(2018年1月30日時点))より厚生労働省にて作成 ※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある
 (出所) 厚生労働省 第3回「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」資料

・「内職者」は、自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者

この中では、「雇人のない業主」、「内職者」がフリーランスに当たる。ただ、家族で事業をしている場合も「雇人のない業主」に入り、このケースはフリーランスに当たらないだろう。

フリーランスの業種に関する定義で最も狭義のものは、「雇用関係によらない働き方」の報告書にあり、「①農林水産業②飲食店③卸売小売業④士業（医者、弁護士）を

除くもの」である。兼業農家など一人または家族で農林水産業を営む場合があるが、フリーランスとは言えない。飲食店や卸売小売業も1人または家族で営業している場合が多いが、フリーランスとは呼ばない。医者や弁護士も個人で営業している場合があるが、フリーランスには当たらない。

「就業構造基本調査」では実店舗を持つかどうかの判断はできないが、業種別には把握できる(図表8)。自営業主は総計561万7000人で、雇人のない自営業主と内職者の合計は415万6000人である。雇人のない自営

図表8 自営業主の産業別内訳(2017年)

産業		自営業主(万人)	雇人のない自営業主、内職者(万人)	総数に対する比率(%)
①	A 農業, 林業	91.1	70.8	17.0
②	B 漁業	6.7	4.1	1.0
③	I 卸売業, 小売業	61.6	41.5	10.0
④	L 72 専門サービス業(他に分類されないもの)	34.0	25.8	6.2
⑤	M 76 飲食店	33.0	16.1	3.9
⑥	P 83 医療業	23.8	10.5	2.5
総数		561.7	415.6	100.0
①②を除く		463.9	340.7	82.0
①~⑥を除く		311.5	246.9	59.4

(出所) 総務省「就業構造基本調査」

業主には業種別内訳がある。農業、林業が総数の17.0%、卸売業・小売業が同10.0%である。専門サービス業（他に分類されないもの）は、同6.2%で法律事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、デザイン業、専門コンサルタントなどが含まれる。飲食店は同3.9%、医療業は同2.5%である。これらの業種を除いたフリーランスとみなせる自営業主は総数の59.4%である。

3.2.2 副業について

副業は、主な仕事以外に就いている仕事をいう。「就業構造基本調査」では、副業を2つ以上持っている場合、従業上の地位及び産業の区分は、そのうち主なもの1つとしている。

図表9をみると、副業者は1977年をピークとして長期的に減少傾向である。農林水産業が副業の者も多く、兼業農家が減った影響が大きい。ただ、直近の2017年は268万人で、2012年に比べて14%（年平均2.7%）増加した。副業率（有業者に占める副業者の割合）は2017で4.0%である。

業種の分け方に関しては、主業については細かい分類があり問題ないが、副業の業種分類は大まかである。調査票をみると、事業の内容を書き込むようになっており、

詳細な分類は困難だ（図表10）。

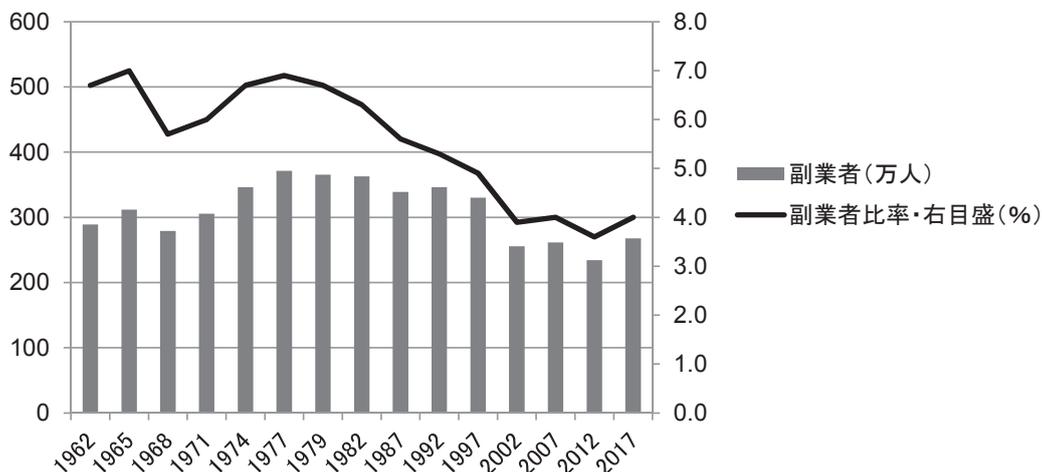
これに対し、高橋（2018）は自営業者の認識のない小規模自営業者を捉えるため、在宅ワーク・内職・家内労働、個人事業主、自由業・フリーランスなど選択肢を増やす工夫をしている。また、失業者や主婦・学生・高齢者などの非労働力人口の中にもオンライン・プラットフォームなどがあることを指摘している。

図表11は、就業構造基本調査の副業に関する分類だ。医者は「P医療、福祉」に入るが、この分類をフリーランスでないとして除くと、医者以外の「医療、福祉」のフリーランスも除くことになる。宿泊業と飲食サービス業が同一項目の「M宿泊業、飲食サービス業」なので、このカテゴリーを除くと民泊の部分も除かれてしまう。

また、「就業構造基本調査」では、オンライン・プラットフォームを通じて仕事を得る人の数を直接尋ねていないため、シェアリングエコノミーの担い手に当たる部分の副業がどの程度かは、わからない。

フリーランスを推計では、副業のうち、A農業、林業、B漁業、I卸売業、小売業を除いた業種がフリーランスの副業と考えた。シェアリングエコノミーに関連しないフリーランスも含まれるが、これが現統計の限界である。

図表9 副業者比率の推移



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

図表10 就業構造基本調査の調査票

おもな仕事以外の仕事について	A13 あなたはおもな仕事のほかに別の仕事もしていますか	していない (A15へ) している (ある時期だけしている場合も含む) 会社などの役員 雇われている人 自営業主 自家営業の手伝い 内職
	A14 勤め先・業主などの事業の内容 <small>『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください</small>	(A15へ)

図表11 副業の業種別内訳（2017年）

副業の産業	総数(万人)	比率(%)
A 農業, 林業	20.7	27.2
B 漁業	0.5	0.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0
D 建設業	1.4	1.9
E 製造業	6.1	8.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.3	0.4
G 情報通信業	2.7	3.6
H 運輸業, 郵便業	0.6	0.7
I 卸売業, 小売業	5.6	7.3
J 金融業, 保険業	0.5	0.6
K 不動産業, 物品賃貸業	9.4	12.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	8.5	11.1
M 宿泊業, 飲食サービス業	1.7	2.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	3.9	5.1
O 教育, 学習支援業	5.4	7.1
P 医療, 福祉	1.6	2.1
Q 複合サービス事業	0.1	0.1
R サービス業 (他に分類されないもの)	4.6	6.0
S 公務 (他に分類されるものを除く)	-	-
T 分類不能の産業	-	-
総数	76.0	100.0
A,B を除く	54.9	72.2
A,,B,I を除く	49.4	64.9

(出所) 総務省「就業構造基本調査」

4. フリーランスの把握方法の検討

本節では、さまざまな推計結果があるフリーランス人口に関し、業種などの定義を揃えることで整合的な結果が得られるかどうかを検討する。基本的には業種を揃えることである。

4.1 既存調査研究等による検討

(1) 既存調査研究別推計結果

各種フリーランスに関する統計をまとめると、図表12になる。自営業主の数に大きなばらつきがみられるが、業種に関する定義の違いによるところが大きい。

自営業主のうち雇人がいない者（副業を除く）は、最もサンプル数の多い就業構造基本調査で416万人である。

図表12 フリーランスの推計

(万人)

調査年 (2017年)	業種	実店舗を除いているかどうか	自営業主 (本業+副業)	本業	副業
高橋 (2018)	全業種	×	1139	672	467
リクルートワークス研究所 (2018)	農林漁業を除く	○	440	300	140
ランサーズ (2017)	全業種	○	1122	387	734
労働力調査	全業種	×	400	400	NA
就業構造実態調査	全業種	×	492	416	76

(注) 高橋 (2018) はフリーランス以外の自営業主も含む。その他は、雇い人無しの自営業 (内職者を含む)。実店舗の自営業主を除いている場合が○、除いていない場合が×。リクルートワークス研究所は2018年調査、ランサーズの最新は2019年調査だが2017年調査を使用。

高橋（2018）は雇人がいる場合も含んでおり 672 万人になっている。リクルートワークス研究所は農林水産業除いたベースで 300 万人となっている。

（2）業種による調整

各種統計の定義を合わせるため、「就業構造基本調査」の業種別比率を用いて調整する。全業種ベースのものに、業種を調整するための業種調整係数をかける。

たとえば、A という業種が 20% シェアを占めていた場合、業種 A を除いた就業者数は全産業の就業者数に 0.8 (=1-0.2) を乗じて作成する。

フリーランスの業種は、「卸売・小売業、飲食店、専門職、医療業を除いたもの」として統一する。対象業種の比率は「就業構造基本調査」を用いる。リクルートワークス研究所（2018）はあらかじめ農林水産業を除いているので、それを考慮する。高橋（2018）については、

自営業主全体から「雇人を持たない」自営業主のベースへと変換したうえで業種調整する。この変換にも「就業構造基本調査」の比率を用いる。具体的な業種調整係数と計算式は図表 13 参照。

副業についても業種調整をする必要があるが、副業の業種分類は粗いので、「農林漁業と卸売業、小売業を除いたもの」とする。具体的な業種調整係数と計算式は図表 14 参照。

リクルートワークス研究所とランサーズはさらに「実店舗を持たない」という条件でインターネット関連の事業者のみに絞り込んでいる。この調整は、高橋（2018）、「労働力調査」、「就業構造基本調査」ではできない。

調整後の自営業主をみると、本業に関してはすべて 200 万人台で、高橋（2018）を除けば 250 万人前後である（図表 15）。数値のばらつきが定義の違いによることがわかる。

図表 13 自営業主に関する業種調整係数

	業種調整係数	計算式	説明
高橋 (2018)	0.439	246.9/561.7	A / 自営業主計
リクルートワークス研究所 (2018)	0.724	246.9/340.7	A / (雇人のない自営業主、内職者総数から農業、林業漁業従事者を除いたもの)
ランサーズ (2017)、労働力調査、就業構造基本調査	0.594	246.9/415.6	A / 雇人のない自営業主、内職者総数

(注) Aは雇人のない自営業主、内職者のうち、「農業、林業、漁業、卸売業、小売業、専門サービス業（他に分類されないもの）、飲食店、医療業を除いたもの」。数値は図表 8 参照。

図表 14 副業に関する業種調整係数

	業種調整係数	計算式	
リクルートワークス研究所 (2018)	0.90	49.4/54.9	B / 副業のうち農業、林業、漁業を除いたもの
高橋 (2018)、ランサーズ (2017)、就業構造基本調査	0.65	49.4/76.0	B / 副業の総数

(注) Bは副業のうち、「農業、林業、漁業、卸売業、小売業を除いたもの」。数値は図表 11 参照。

図表 15 業種調整後のフリーランスの数

調査年 (2017 年)	実店舗を除いているかどうか	自営業主 (本業+副業)	本業	副業	業種調整係数 (本業)	業種調整係数 (副業)
高橋 (2018)	×	598	295.3	303.1	0.44	0.65
リクルートワークス研究所 (2018)	○	343	217.3	125.8	0.72	0.90
ランサーズ (2017)	○	706	229.9	476.4	0.59	0.65
労働力調査	×	238	237.6		0.59	
就業構造実態調査	×	296	246.9	49.3	0.59	0.65

(注) 自営業主は、雇人を持たないもの（内職者を含む）。農林漁業、卸売・小売業、飲食店、医療業、サービス業を除いたベース。業種調整係数の計算式は本業図表 13、副業図表 14 参照。

(3) 調査研究による推計結果のとりまとめ

各種統計から、フリーランスの数の範囲について検討する。自営業主（本業）の最小値は労働力調査の業種調整後で238万人である。「就業構造基本調査」は最もサンプル数が多いが、実店舗での営業分を除いてないので、247万人より少ない可能性がある。高橋（2018）は、もともと自営業主全体を推計したもののだが、調整後も各種統計に比べて大きくなっている。

高橋（2018）は、「就業構造基本調査」の自営業者数の推計が過小である可能性を指摘している。理由として、①自営業者の認識のない小規模自営業者を捉えてない②失業者や主婦・学生・高齢者などの非労働力にもオンライン・プラットフォームがいること——を挙げている。これらを勘案すると、自営業主は250万人程度（図表16）だと考えられる。

一方、副業としての自営業は調査方法の違いを反映しても幅が広い。「就業構造基本調査」が最小値の49万人である一方、ランサーズでは476万人と大きな開きがある。ランサーズの推計は、サンプルサイズが小さいこと、インターネット調査でありバイアスがある可能性があることなど（図表3）から幅を持って考える必要があるが、隔たりの大きさは注目に値する。

桑本（2020）は、自らを自営業と認識しない自営業者（準起業者）が一定数いることを明らかにした。実態は自営業だが、自ら「自営業」と認識していない「準起業者」が人口の2.6%存在すると述べている。調査方法を工夫しないと、副業の自営業者を過小に推計する可能性があることを示している。

4.2 税務統計による検討

前節では、シェアリングエコノミーのサービス提供者をフリーランスとして定義し、その数を統計から捉えよ

うとした。次に、税務データからフリーランスの対象者が捉えられないかどうか検討する。

(1) 所得の分類による検討

日本の所得税制は、所得を10種類に分類している。シェアリングエコノミーとの関連で重要なものは給与所得と事業所得、雑所得（図表17）である。

給与所得は、サラリーマンの給料で、源泉徴収される。経費は概算で計算され、年末調整を行えば給与所得者の多くは確定申告の必要がない。

事業所得は、商業、工業、農業などの事業から得られる所得で、確定申告が必要となる。経費も自ら申告する。事業所得は、営業所得と農業所得に分けられ、フリーランスの所得などシェアリングエコノミーに関連するのは営業所得である。

雑所得は、9種類の所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得）に分類されない所得で、サラリーマンの場合は、副業で行って得られた印税、講演料などが雑所得になる。

フリーランスの場合、本業で行えば事業所得、副業で行えば雑所得と考えるのが原則だ。しかしこの2つには税制上大きな違いがあり、同じ収入でも支払う税額は変わってくる。事業所得は損益通算でき、青色申告すれば繰越控除が可能なので、雑所得として扱われる場合に比べて支払う税金が少なくなる。

事業所得は「営利性、反復継続性」がある事業から得た所得で、それ以外は雑所得となる。しかし、この基準だけではない。例えば、畳業を営む自営業主が商品先物取引をして得た所得について、判例では雑所得であると判断した（昭和54年5月31日裁決）。商品先物取引を営利目的で継続的にやっても事業所得として認めら

図表16 フリーランスの数の範囲（2017年）

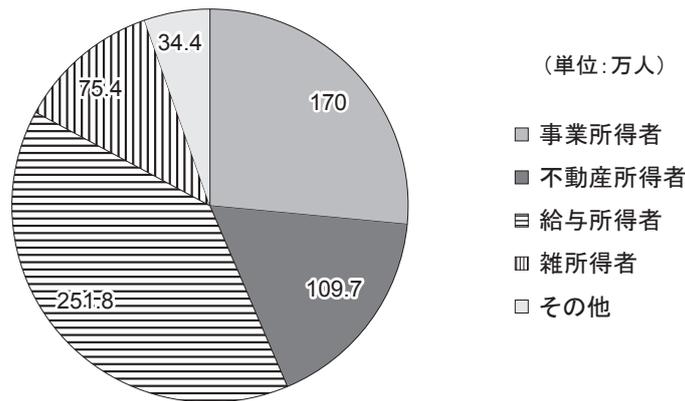
フリーランス就業者	うち自営業主	うち副業
300万人－750万人	250万人	50－500万人

図表17 所得による特徴

	具体例	特徴	事業所得と雑所得の違い
給与所得	サラリーマンの給料	源泉徴収される。「空間的・時間的拘束の下で従属的、非独立的な労務提供の対価」（判例による）。	
事業所得	商業、工業など事業から得る所得	自ら申告、他の所得との損益通算可。繰り越し控除可（青色申告）。	営利性、反復継続性あり
雑所得	原稿料、印税、講演料など	他の所得との損益通算、繰越控除はできない。	営利性、反復継続性なし

(注) 雑所得は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得以外の所得

図表 18 2017 年度の申告所得税納税者の内訳



(出所) 国税庁 (2019)、2017 年度の納税者数。2018 年 3 月 31 日までに申告した人の、6 月 30 日時点での支払い状況を示す。

れなかったということで、社会通念上事業と認められていないものは事業所得にならないとされた。両者の区分は時代ともに変わることを示している。

(2) 所得別の納税者数による検討

フリーランスを税務統計で捉える場合、申告所得税の動きが重要となる。所得税は、申告所得税と源泉所得税に分けられ、源泉所得税は源泉徴収されるサラリーマンの税金に関する税金である。

一方、申告所得税は、自ら申告する税金で、様々な形で所得を得た場合に申告することになる。内訳をみると、2017 年度は事業所得者が 170 万人、不動産所得者が 110 万人、給与所得者が 252 万人、雑所得者が 75 万人 (図表 18) となっている。

フリーランスとの関係では、専業でシェアリングエコノミーのサービス提供者をやっていた場合は、事業所得を得ていることになる。事業所得は、自営業主の所得がすべて計上されているので、シェアリングエコノミーで

得た所得のみを抽出することはできないが、もし、シェアリングエコノミーの収入を得た人が増えれば、時系列的にみて事業所得が増えるはずである。

シェアリングエコノミーなどのサービス提供者が副業でやっている場合は、雑所得として申告する。ただ、社会情勢がかわれば、事業所得して申告できるようになるかもしれない。

これまでサラリーマンによる副業はそれほど認められておらず、収入金額も少なかった。副業を認める企業が増え、シェアリングエコノミーが進展すると、雑所得が増える可能性がある。

給与所得者は、通常は源泉徴収されるので申告する必要はない。しかし、年収が 2000 万円を超える人、給与所得以外の所得の合計が 20 万円を超える人、2 か所以上から給与所得を得ている場合は主として受け取っている給与以外の所得が 20 万円を超える人は、申告する必要がある (図表 19)。

副業の場合、所得が 20 万円以上あれば申告する必要

図表 19 給与所得者で確定申告が必要な人

1 給与の年間収入金額が 2,000 万円を超える人
2 1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人
3 2 か所以上から給与の支払を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円を超える人
(注) 給与の収入金額の合計額から、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が 150 万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が 20 万円以下の人は、申告の必要はありません。
など

(出所) 国税庁ホームページタックスアンサー No.1900

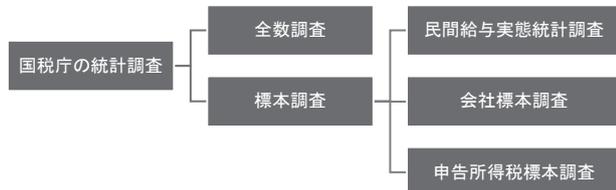
があることになる。税制上の「所得」は、「収入」ではない。シェアリングエコノミーなどのサービス提供で得た「収入」から経費を差し引いたものが「所得」となる。収入が50万円で、経費が10万円であれば所得は40万円である。副収入は雑所得として計上されるため、副収入を得るサラリーマンが増えれば、雑所得の納税者が増えることが見込まれる。

(3) 税務統計から得られる示唆

こうしたことを踏まえて、国税庁の統計を調べてみよう。国税庁(2019)によれば、国税庁の統計調査は全数調査と標本調査(図表20)に分かれる。全数調査は、各税務署が集計したデータを統計としたもので、行政記録を統計としたものである。すべてのサンプルを調査したものであるため統計としての信頼性は高い。

標本調査は各税務署が抽出したサンプルに関して調査したもので、速報性はあるが統計精度としては全数調査より低い。源泉所得税に関して調査する「民間給与実態統計調査」、法人税などを把握するための「会社標本調査」、自営業主などを把握するための「申告所得税標本調査」に分けられる。

図表20 国税庁の統計調査



フリーランスを中心とした申告所得税については以下の図表21のようにまとめられる。

図表21 所得種類別に関する国税庁の統計

	全数調査	標本調査
資料名	国税庁統計年報	申告所得税標本調査
事業所等	○	○
うち営業所得	○	×
雑所得	○	○
発表日	翌々年の7月	翌々年の3月

(注) 所得種類別人員のうち申告納税額のあるものを使用。国税庁年報のうち申告所得税部分は早めに公開される。

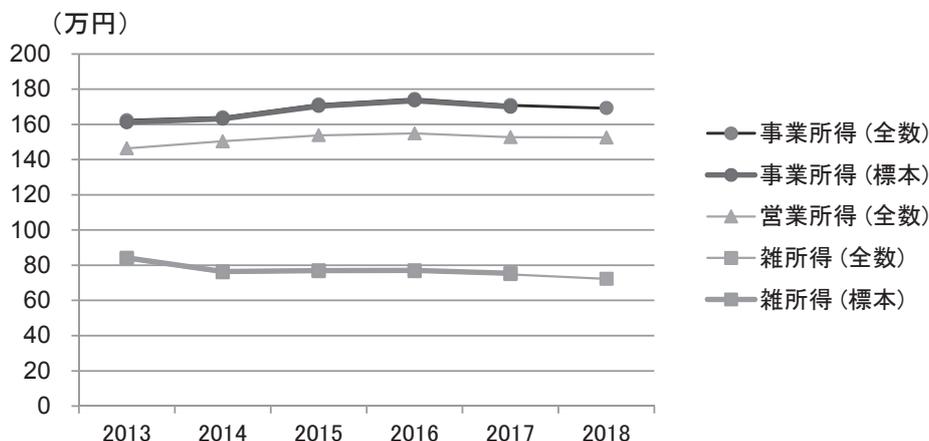
申告所得税のうち、所得種類別人員がここでは重要になる。事業所得と雑所得について申告納税額のある者のうち、各種類の所得のうち最も大きい「主たるもの」の人員をみる(図表22)。

全数調査の結果は、国税庁(2019)の第Ⅱ編直接国税編2申告所得税2-3所得種類別人員、所得金額に、2017年以前の計数が掲載されている。さらに、ホームページには年報の全体版に先んじて申告所得税分は2018年についても掲載されている。

標本調査は「申告所得税標本調査」に、所得種類別人員がある。事業所得者の内訳は載っていない。全数調査とはほぼ一致している。

最近の動きは顕著な違いがない。しかし、シェアリングエコノミーが進展してフリーランスによる所得が増えれば事業所得が増え、副業としてフリーランスの仕事をしていれば雑所得が増えるはずで、この統計を今後も追っていくことは重要だ。

図表22 申告所得税納税者の推移



(出所) 国税庁「国税庁統計年報」、国税庁「申告所得税標本調査」

おわりに

シェアリングエコノミーのサービス提供者の多くはフリーランスであり、その数を把握することが重要だ。現状では、さまざまな試算があり正確な人数を把握することが急務である。

本業としてのフリーランスの人数については、業種を調整すればおおむね推計値は変わらない。ただ、シェアリングエコノミーのサービス提供者は、自らを自営業者として自覚していない可能性がある。この層を把握するとフリーランスの数が増える可能性がある。また、実店舗を持つ業者かそうでないのかの区別が公的統計では把握できない。

副業としてのフリーランスの場合は、調査によってかなり幅がある。また、「労働力調査」では副業者を把握していない。最も詳しい調査である総務省「就業構造基本調査」でも、業種の区分は粗く、実店舗の有無など、シェアリングエコノミーに対応した調査をしていく必要がある。

税務統計からは、申告所得税の納税者として把握することができる。事業所得のうち営業所得に専業のフリーランスの所得は含まれる。副業の場合は、雑所得に含まれる。これらの所得の動きを統計で見ると、2018年度までは顕著な増加は示しておらず、現状ではシェアリングエコノミー関連のフリーランスの動きは捉えられていない。今後の統計調査の動きに注目する必要がある。

参考文献

- OECD (2019) “Measuring Platform Mediated Workers” OECD Digital Economy Papers, April 2019 No. 282
- 桑本香梨 (2020) 「準起業家の実態と起業の促進に果たす役割」『日本政策金融公庫論集』第 46 号 2020 年 2 月
- 経済産業省 (2017) 「雇用関係によらない働き方」に関する研究会報告書
- 厚生労働省 (2018) 「雇用類似の働き方に関する検討会」報告書
- 国税庁 (2019) 「第 143 回 国税庁統計年報 平成 29 年度版」
- 高橋陽子 (2018) 「日米における自営業者数の計測」 JILPT Discussion Paper Series DP18-07
- 中小企業庁 (2019) 「2019 年度版小規模企業白書」
- 内閣府 (2018) 「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書概要版、2018 年 7 月
- 内閣府 (2019) 「国民経済計算の次回基準改定について」第 18 回国民経済計算体系的整備部会資料 3、2019 年 10 月 25 日
- 日本政策金融公庫 (2018) 「フリーランスの実態に関する調査」日本政策金融公庫総合研究所
- 藤原裕行・小川泰堯 (2016) 「税務データを用いた分配側 GDP の試算」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ、No.16-J-9、2016 年 7 月
- 森信茂樹 (2019) 「シェアリングエコノミー、ギグエコノミーと税・社会保障」『税・社会保障ユニット政策提言「働き方改革」と税・社会保障のあり方』東京財団政策研究所
- ランサーズ (2017) 「フリーランス実態調査」
- ランサーズ (2019) 「フリーランス実態調査」
- リクルートワークス研究所 (2018) 「全国就業実態パネル調査」

季刊 国民経済計算 No.166

令和2年11月30日 発行

編集

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部

〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
TEL 03(5253)2111(代表)

発行

メディアランド株式会社

〒103-0014
東京都中央区日本橋蛸殻町1-17-11 カナメビル4F
TEL 03(5623)2770

落丁、乱丁本はおとりかえします。